政令第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号及び第五号ただし書、第三十五条並びに第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（空気調和設備等）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一　空気調和設備その他の機械換気設備

二　照明設備

三　給湯設備

四　昇降機

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第二条　法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2　法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。次条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

第三条　法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第四条　所管行政庁は、法第三十八条第一項の規定により、法第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（国土交通省組織令の一部改正）

2　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百十九条に次の一号を加える。

十　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○総務省告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十五日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十七年度米国における米海兵隊との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十八年一月十八日から平成二十八年三月六日まで

三　派遣人数（概数）　三百十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○法務省告示第十九号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

千葉市検見川町五丁目百九十四番地　秋元　定吉

○法務省告示第二十号

徳島県美馬市役所保存の次の一の除籍の一部及び二の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年二月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍及び原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍及び原戸籍の謄本、抄本又は除籍及び原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、美馬市役所又は徳島地方法務局美馬支局に照会すること。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

一　徳島県美馬郡古宮村字生子屋敷五百八番地　佐竹藤兵衛

二　徳島県麻植郡木屋平村字南張五百三十四番地　森　道太郎

○法務省告示第二十一号

徳島県美馬市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

徳島県美馬郡美馬町字宗重百三十六番地　眞鍋丈四郎

徳島県美馬郡郡里町字正部二百四十四番地　佐藤　正義

○法務省告示第二十二号

福島県南会津郡南会津町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

福島県南会津郡荒海村大字中荒井字久宝居七百四十八番地　渡部　正己

○法務省告示第二十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国バージニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　尾上　友紀

生年月日　千九百七十四年二月八日

○法務省告示第二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　ネルス・クリスチャン・ハンセン

生年月日　千九百八十二年十月二十七日

○法務省告示第二十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十八年一月十五日

法務大臣　岩城　光英